

広陵町放課後子ども育成教室登録選考等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広陵町放課後子ども育成教室条例施行規則（平成25年9月広陵町規則第2号。以下「規則」という。）第6条の規定により審査を行うに当たり、広陵町放課後子ども育成教室（以下「クラブ」という。）の定員を超過する申込みがあった場合において、クラブに登録する児童の選考（以下「登録選考」という。）を公正かつ適切に行うための基準等について必要な事項を定めるものとする。

(登録選考方法)

第2条 登録選考は、町長が別に定めるクラブの登録に係る申込みの受付期間内に規則第5条第1項の規定による申込みがあった児童を対象とする。

- 2 登録の優先順位は、児童の保護者等に係る別表第1に掲げる基本指數に別表第2に掲げる調整指數を加えた指數（以下「実施指數」という。）をもって決定する。
- 3 実施指數が同一である場合の優先順位は、別表第3に掲げる優先順位により決定する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める児童の登録を行うことができるものとする。
(必要書類)

第3条 規則第5条第2項に規定する必要書類は、次に掲げるいづれかの書類とする。

- (1) 就労証明書
 - (2) 求職要件等に関する申立書及び証明書
- 2 前項に掲げる必要書類の提出があった場合において、町長が必要と認めるときは、当該必要書類に併せて次に掲げる書類の提出を求めることができるものとする。
 - (1) 母子健康手帳の写し
 - (2) 診断書
 - (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の写し
 - (4) 確定申告書の控え又は自営業が確認できる名刺等
 - (5) その他町長が必要と認めるもの
- (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、登録選考に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。